

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目17番22号

松井建設株式会社

取締役社長 松 井 隆 弘

第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区新川一丁目17番22号 当社本店9階会議室
3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第88期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第88期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.matsui-ken.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお「連結注記表」及び「個別注記表」は、会計監査人が会計監査報告書を、監査役が監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 3. 本通知の添付書類及び株主総会参考書類について、修正事項が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.matsui-ken.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、デフレからの脱却を目指す政府の政策により、雇用・所得環境の改善が続き、景気は緩やかな回復基調が続きました。

建設業界におきましては、公共投資の底堅い動きや、短期的には建設需要の高まりが見られるものの、慢性的な建設技能労働者不足等により、工事利益の確保や工程管理にリスクの内在する事業環境が続いております。

このような経済情勢の中で、当社グループの連結売上高は、前期比1.6%増の893億41百万円となりました。利益面につきましては、連結営業利益は前期比0.6%減の60億85百万円、連結経常利益は前期比0.9%増の63億86百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比14.4%増の43億90百万円となりました。

なお、事業別の状況は以下のとおりであります。

(建設事業)

建設事業につきましては、受注高は前期比14.6%減の870億33百万円で、完成工事高は前期比2.3%減の846億58百万円となりました。

主な受注工事は、安田倉庫鶴屋町プロジェクト新築工事、國學院大學渋谷キャンパス（仮称）旧専門学校敷地再開発工事、築地本願寺境内整備並びに建物除去・新築・改修及び合葬墓設置工事、尼崎城400年記念館新築工事、（仮称）昭和区緑町PJ建設工事、独立行政法人国立病院機構七尾病院外来診療棟等更新築整備工事、熊本市平成28年度江藤家住宅主屋その他6棟災害復旧工事（第1工区）等であります。

主な完成工事は、埼玉栄中学・高等学校校舎新築工事、横浜栄共済病院病棟等新築その他工事、長念寺平成大改修工事、萬松寺不動堂改築工事、日本梱包運輸倉庫株式会社金沢営業所水島第二倉庫新築工事、新館三丁目地区復興公営住宅建設その1工事、山の寺洞雲寺本堂・山門新築その他整備工事、（仮称）上村循環器科医院新棟建設工事、中央区豊海運動公園防潮堤整備その他工事等であります。

当連結会計年度における受注高、売上高及び繰越高は次のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 繰越高	当連結会計年度 受注高	当連結会計年度 売上高	次期連結会計年度 繰越高
建 築	80,014	85,739	83,291	82,461
土 木	1,029	1,294	1,367	957
建設事業計	81,043	87,033	84,658	83,418

(不動産事業等)

不動産事業等につきましては、売上高は前期比249.2%増の46億82百万円となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は22億39百万円であり、その主なものは介護付有料老人ホームの取得（東京都大田区）及び既存の社宅・寮を賃貸マンション等に建替（大阪府島本町）したものであります。

3. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

4. 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の状況

区 分	第85期 (平成25年度)	第86期 (平成26年度)	第87期 (平成27年度)	第88期 (当連結会計年度) (平成28年度)
売上高 (百万円)	78,529	85,109	87,958	89,341
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	847	2,191	3,838	4,390
1株当たり当期純利益 (円)	27.75	71.80	125.76	143.84
総資産 (百万円)	55,197	61,405	70,480	69,684
純資産 (百万円)	22,119	25,887	28,155	32,599

② 当社の状況

区 分	第85期 (平成25年度)	第86期 (平成26年度)	第87期 (平成27年度)	第88期 (当期) (平成28年度)
受注高 (百万円)	80,801	90,945	103,319	88,179
売上高 (百万円)	76,804	83,730	87,703	85,742
当期純利益 (百万円)	721	2,127	3,898	4,047
1株当たり当期純利益 (円)	23.65	69.71	127.72	132.61
総資産 (百万円)	53,965	60,197	69,333	68,202
純資産 (百万円)	22,155	25,421	28,574	32,487

5. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善が続く中で、政府による各種政策の効果もあり、景気の緩やかな回復が期待される一方、海外経済の不確実性や、金融資本市場の変動による影響に留意が必要と思われます。

建設業界におきましては、企業収益の改善を背景に、設備投資の増加が期待されるものの、長期的な建設需要の見通しは不透明であり、依然予断を許さぬ経営環境が続くものと思われます。また、建設技能労働者の不足は深刻な課題であり、社会保険加入促進や人材育成、労働環境改善の施策が求められております。

このような経済情勢の中で当社グループは、社是「信用日本一」のもと、「質素・堅実・地道」の経営姿勢と高いコンプライアンス意識を堅持し、確かな品質とサービスを提供するとともに、安定した収益の確保に努め、お客様に選ばれ続ける企業グループを目指していく所存です。

株主の皆様には、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
松友商事株式会社	百万円 30	% 100	不動産事業及び建設 資材販売事業
松井リフォーム株式会社	50	100	建設事業

(注) 当社の連結子会社は上記の2社であり、持分法適用会社はありません。

7. 主要な事業内容

当社グループは、建設事業及び不動産事業等を主な事業としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者（(特-26)第3354号）として国土交通大臣許可を受け、土木・建築並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（(4)第5639号）として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

8. 主要な営業所等

① 当社の主要な営業所

本店 東京都中央区新川一丁目17番22号

支店 東京支店（東京都中央区）

東北支店（宮城県仙台市）

北陸支店（石川県金沢市）

名古屋支店（愛知県名古屋市）

大阪支店（大阪府大阪市）

九州支店（福岡県福岡市）

② 子会社

松友商事株式会社（東京都中央区）

松井リフォーム株式会社（東京都中央区）

9. 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
建設事業	707名	17名増
不動産事業等	10名	—
全社（共通）	33名	4名増
合計	750名	21名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
722名	21名増	43.9歳	16.6年

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 100,000,000株
2. 発行済株式の総数（普通株式） 30,580,000株
（自己株式58,972株を含む）
3. 株主数 3,118名
4. 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社みずほ銀行	1,503 ^{千株}	4.92%
株式会社北陸銀行	1,503	4.92
株式会社大垣共立銀行	1,429	4.68
株式会社松井興産	935	3.06
公益財団法人松井角平記念財団	850	2.79
松井建設従業員持株会	840	2.75
東京海上日動火災保険株式会社	770	2.52
みずほ信託銀行株式会社	764	2.50
明治安田生命保険相互会社	727	2.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	662	2.17

（注）持株比率は自己株式（58,972株）を控除して計算しております。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 井 隆 弘	執行役員社長
取 締 役	白 井 隆	専務執行役員営業本部長
取 締 役	小 林 明	常務執行役員東京支店長
取 締 役	鎌 田 洋 次	常務執行役員建設本部長
取 締 役	大 井 川 清	常務執行役員管理本部長
取 締 役	山 田 正 人	執行役員経営企画部・情報システム部担当
取 締 役	盆子原 和 利	執行役員九州支店長
取 締 役	小田波 正 輝	執行役員大阪支店長
取 締 役	益 子 荘 平	税理士
取 締 役	中 島 正 史	
常 勤 監 査 役	大 熊 徹 夫	
監 査 役	田 畑 孝 之	
監 査 役	鈴 木 裕 子	弁護士

- (注) 1. 取締役益子荘平氏及び中島正史氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役田畑孝之氏及び鈴木裕子氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役大熊徹夫氏は、当社の管理部門責任者を経験しており、原価管理に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役益子荘平氏、中島正史氏及び監査役鈴木裕子氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 5. 本総会終結の時をもって取締役小田波正輝氏は辞任いたします。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	12人 (2人)	170,216千円 (8,100千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3人 (2人)	17,078千円 (6,348千円)
計	15人	187,295千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の人数及び報酬等の額には、平成28年6月29日開催の第87期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました取締役2名を含んでおります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 益子 莊平

- ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
15回の取締役会全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
- ④ 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(2) 取締役 中島 正史

- ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
平成28年6月の就任以降に開催された12回の取締役会の内11回に出席し、主に金融機関で培われた経営経験から適宜発言を行っております。
- ④ 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(3) 監査役 田畑 孝之

- ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
15回の取締役会の内14回及び13回の監査役会全てに出席し、主に金融機関で培われた経験や見識から適宜発言を行っております。
- ④ 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(4) 監査役 鈴木 裕子

- ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
15回の取締役会の内14回及び13回の監査役会全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
- ④ 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人に支払うべき報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

36,500千円

会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、前年度の会計監査人の監査体制、リスク認識と監査重点項目、監査の方法、内容、結果が相当であったかどうかの検証を行った結果を踏まえ、会計監査人の前年度の監査実績を分析・整理し、前年度及び新年度の監査計画を比較衡量のうえ、会計監査人から提出された報酬見積りの内容の妥当性を検証いたしました。

なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。

(2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

36,500千円

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人に会社法第340条第1項各号に該当する行為があったと判断した場合、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会で報告いたします。

また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況等を勘案して相当と判断した場合に、解任、不再任の決定を行なう方針です。

4. 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3ヶ月間の新規の契約締結に関する業務の停止

③ 処分理由

社員の過失による虚偽証明

監査法人の運営が著しく不当

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制は、次のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社の内部統制システム構築において、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、並びに資産の保全という内部統制の目的達成のため、企業理念に基づく企業行動憲章を定め、役職員全てへの浸透を図る。
 - ② 企業行動憲章を基に制定したコンプライアンス行動指針に則り、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。その施策として、コンプライアンス委員会によるコンプライアンス推進に関する方針に基づき、各部門により教育・啓蒙を行う。また、「公益通報者保護管理規定」に基づき設置した「企業倫理・法令遵守ホットライン」による内部通報制度を維持する。
 - ③ 業務執行部門から独立した監査部が、業務監査の一環として内部監査を実施する。
 - ④ 一切の反社会的勢力を排除し、あらゆる不法・不当要求行為に対しては断固としてこれを拒否し、関係遮断を徹底する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る重要情報については、文書化し「文書取扱規定」に従い、適切に保存及び管理を行う。
 - ② 取締役の職務の執行に係る情報・文書を取締役及び監査役が常時閲覧可能な体制をとる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 全社的にリスク管理が適切に行われているかを業務部門から独立した監査部が内部監査を通して行う仕組みを整備する。
 - ② 品質、安全、環境、災害、情報等、諸種のリスクについては、対応する部門・部署あるいは必要に応じて設ける委員会等により、リスクの未然防止や再発防止等を行う体制を整備する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
 - ② 経営に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するよう、「経営会議」にて事前審議のうえ、取締役会において審議決定する。
 - ③ 執行役員制度を導入し、経営の活性化と迅速な意思決定及び機動性と効率性を高めている。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 前各号における施策は、松井建設グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するため、グループ会社の全てを網羅的、総括的に捉え構築する。
 - ② 事業運営については、「関係会社管理規準」に基づき、グループ会社の重要事項の決定に関して当社への事前協議及び報告を求める。その他、必要に応じて当社の役員又は従業員をグループ会社の取締役又は監査役として派遣する。

- ③ グループ会社は、「関係会社管理規準」に基づき業績、財務状況については定期的に、その他重要な事項はその都度報告する。
- ④ グループ会社の財務報告を適正に行うため、現行の業務プロセス及び評価・監査の仕組みが適正に機能することを検証するとともに必要な是正を行い、財務報告の適正性を確保する。
- ⑤ 監査部は、必要に応じてグループ会社を監査する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの要請があった場合には、その期間において専任の補助使用人（以下「監査役担当」）を任命する。
 - ② 監査役担当の人事異動等については、監査役会の事前の同意を得ることとする。
 - ③ 監査役担当は、他の業務を兼務することなく監査役の直接指揮のもと職務を遂行する。
- (7) 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正もしくは法令・定款に違反する事項その他重要事項については適宜、発見次第速やかに監査役へ報告する。また、監査役は必要に応じて、当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ② 当社は、前項の監査役への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利益な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社及びグループ会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。
 - ③ 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務は、監査役からの請求に基づき、速やかに処理する。
 - ④ 代表取締役と監査役は、定期的に会合の機会を持ち、監査役監査の状況や監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - ⑤ 会計監査人及び監査部と監査役は、定期的に会合の機会を持つ等、適切な連携体制をとる。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記1に掲げた内部統制の施策に従い、基本方針に則った具体的な取組みとして、監査部が継続的に確認、調査を実施しており、その結果は経営会議へ適宜報告しており、必要に応じた是正措置や見直しを行っております。

主な運用状況は次のとおりであります。

(1) コンプライアンス、リスク管理体制

当社の定める企業行動憲章に基づき制定した「コンプライアンス行動指針」及び「就業規則」、「コンプライアンス体制に関する規定」を定め、法令違反、不正行為等が未然に防止される或いは早期発見される体制を整備しております。また、「公益通報者保護管理規定」の定めに従い、社内外からの公益通報に関する相談窓口を設け、直接連絡できる体制を整備しております。

(2) 内部統制システム全般

整備、運用状況について監査部が継続的にモニタリングし、改善を行っております。また「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

(3) 監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役は、取締役会、経営会議等の重要会議に出席し、担当部署からの報告を受け、重要情報や問題点を共有することで監査の実効性向上を図っております。また、会計監査人及び監査部等の内部統制に係る部門と必要に応じて情報交換を行い、当社の内部統制システム全般をモニタリングし、より効率的な運用に資するための助言を行っております。

3. 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の内容は次のとおりです。

(1) 会社支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討するための、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係等を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えています。

従いまして当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 会社支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しています。これらの取組みは、上記(1)の基本方針の実現に資するものと考えています。

企業価値向上への取組み

当社は、総合建設業を営み、1586年(天正14年)の創業以来、430年余の社歴を有しています。“質素で堅実な企業風土を守り、地道に本業に取組む”経営姿勢を貫き、積み重ねてきた幾多の施工実績と健全な企業体質により、顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を維持し促進することにより、企業価値を向上させていきたいと考えています。

当社として、具体的には以下のとおり取組んでまいります。

① 安定した工事量と収益源の確保

従来からの顧客の掘り起こしと新規顧客の開拓を着実に進め、提案型受注活動に積極的に取組むとともに、メンテナンスや耐震改修・リニューアル工事等きめ細かな営業活動にも注力し、特定の用途種別に集中することなく、バランスの取れた受注の確保に努めてまいります。

② 工事品質の向上とコストの低減

新技術・新工法の開発と伝統技術の研鑽・新技術との融合に取組み、技術力の向上、高品質で適正価格の構築物の提供に努めてまいります。

③ 社寺建築技術の継承

創業以来手がけてきた数多くの「神社仏閣」や「城郭・文化財」等の伝統技術の継承を当社の社会的使命と位置づけて積極的に取組んでまいります。

④ 不動産事業等の拡充

安定した収益源の確保と保有資産の有効活用のため、計画的な事業拡充を図ってまいります。

⑤ 企業体質の強化、財務の健全化

多額の代金立替の発生や多岐にわたる回収条件の設定等、受注産業としての建設業の特性を勘案し、常に財務の健全化を図り、企業体質の強化に努めてまいります。

⑥ 社会的信頼の向上

『お客様の立場に立って考え行動する』を基本的な行動指針とし、企業活動を通じ安全への積極的な取組み、品質及び顧客満足の向上、環境保護への取組み、コンプライアンスの徹底や社会的規範の遵守、的確な情報開示や地域社会との共生等に対する推進体制を構築し、社会的責任の向上に取組んでまいります。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付行為への対応策」(以下「本プラン」といいます。)を導入しております。

当社は、上記不適切な者により突然大規模買付行為がなされたときに、当該大規模買付行為が妥当かどうかを株主の皆様が短期間のうちに適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

そこで本プランでは、議決権割合を20%以上とすることを目的とする、又は結果として議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模買付者に対して、事前に取り締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間を設け、係る期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるべきであることを要請するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を策定いたしました。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、及び大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動に係る取締役会決議により、新株予約権の無償割当等対抗措置（以下「買収防衛策」といいます。）を講ずることがあります。

- (4) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

本プランは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な大規模買付者からの情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えます。また、取締役会の恣意を排除し、その判断の合理性及び公正性を担保するために取締役会から独立した機関として独立委員会を設置し、買収防衛策の発動の是非について諮問し、勧告ないし助言を受けることとしていますので、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成29年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	46,063,541	流動負債	31,889,521
現金預金	22,651,720	支払手形・ 工事未払金等	22,135,197
受取手形・完成工事 未収入金等	17,426,106	未払法人税等	680,182
有価証券	3,050,115	未成工事受入金	6,781,606
未成工事支出金	1,318,780	完成工事補償引当金	244,726
販売用不動産	73,918	工事損失引当金	71,800
仕掛販売用不動産	595,117	賞与引当金	851,850
その他のたな卸資産	138,846	その他	1,124,159
繰延税金資産	526,571	固定負債	5,195,353
その他	282,365	繰延税金負債	462,665
固定資産	23,621,293	退職給付に係る負債	3,772,504
有形固定資産	13,886,287	その他	960,184
建物・構築物	5,451,335	負債合計	37,084,875
機械・運搬具・ 工具器具・備品	114,024	純 資 産 の 部	
土地	7,988,535	株主資本	30,273,657
リース資産	332,392	資本金	4,000,000
無形固定資産	142,716	資本剰余金	333,719
投資その他の資産	9,592,289	利益剰余金	25,966,573
投資有価証券	8,801,795	自己株式	△26,634
長期貸付金	15,875	その他の包括利益累計額	2,326,301
破産更生債権等	647,309	その他有価証券評価差額金	3,432,090
その他	737,999	退職給付に係る調整累計額	△1,105,788
貸倒引当金	△610,690	純資産合計	32,599,959
資産合計	69,684,835	負債純資産合計	69,684,835

連結損益計算書

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位:千円)

売 上 高		
完成工事高	84,658,922	
不動産事業等売上高	4,682,422	89,341,344
売 上 原 価		
完成工事原価	75,697,652	
不動産事業等売上原価	3,391,414	79,089,066
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	8,961,270	
不動産事業等総利益	1,291,008	10,252,278
販売費及び一般管理費		4,166,565
営業利益		6,085,713
営業外収益		
受取利息及び配当金	190,807	
その他の	144,356	335,163
営業外費用		
支払利息	12,960	
支払手数料	16,680	
その他の	5,124	34,765
経常利益		6,386,111
特 別 損 失		
固定資産除却損	32,330	32,330
税金等調整前当期純利益		6,353,781
法人税、住民税及び事業税	1,785,500	
法人税等調整額	177,993	1,963,493
当期純利益		4,390,287
親会社株主に帰属する当期純利益		4,390,287

連結株主資本等変動計算書

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成28年4月1日残高	4,000,000	333,719	22,095,144	△26,582	26,402,280
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△518,857		△518,857
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			4,390,287		4,390,287
自 己 株 式 の 取 得				△52	△52
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	3,871,429	△52	3,871,377
平成29年3月31日残高	4,000,000	333,719	25,966,573	△26,634	30,273,657

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
平成28年4月1日残高	3,032,480	△1,279,263	1,753,216	28,155,497
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△518,857
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				4,390,287
自 己 株 式 の 取 得				△52
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	399,610	173,474	573,085	573,085
連結会計年度中の変動額合計	399,610	173,474	573,085	4,444,462
平成29年3月31日残高	3,432,090	△1,105,788	2,326,301	32,599,959

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	44,403,559	流動負債	31,485,601
現金預金	21,901,463	支払手形	5,232,500
受取手形	1,205,076	工事未払金	9,005,884
完成工事未収入金	16,151,845	電子記録債務	7,726,850
有価証券	3,050,115	未払法人税等	560,721
未成工事支出金	1,395,796	未成工事受入金	6,740,119
繰延税金資産	500,482	完成工事補償引当金	244,155
その他	198,781	工事損失引当金	71,800
固定資産	23,798,664	賞与引当金	848,000
有形固定資産	13,575,411	未払消費税	702,537
建物・構築物	5,379,343	その他	353,033
機械・運搬具	27,016	固定負債	4,228,888
工具器具・備品	86,623	繰延税金負債	933,168
土地	7,750,036	退職給付引当金	2,335,535
リース資産	332,392	その他	960,184
無形固定資産	142,417	負債合計	35,714,490
投資その他の資産	10,080,835	純資産の部	
投資有価証券	8,662,930	株主資本	29,102,862
関係会社株式	74,800	資本金	4,000,000
長期貸付金	467,031	資本剰余金	322,516
破産更生債権等	647,309	資本準備金	322,516
前払年金費用	167,679	利益剰余金	24,806,981
その他	671,774	利益準備金	677,483
貸倒引当金	△610,690	その他利益剰余金	24,129,497
資産合計	68,202,224	固定資産圧縮積立金	525,521
		別途積立金	18,784,000
		繰越利益剰余金	4,819,975
		自己株式	△26,634
		評価・換算差額等	3,384,870
		その他有価証券評価差額金	3,384,870
		純資産合計	32,487,733
		負債純資産合計	68,202,224

損益計算書

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位:千円)

売 上 高		
完成工事高	84,382,030	
不動産事業等売上高	1,360,398	85,742,429
売 上 原 価		
完成工事原価	75,344,616	
不動産事業等売上原価	760,877	76,105,494
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	9,037,414	
不動産事業等総利益	599,521	9,636,935
販売費及び一般管理費		4,085,666
営業利益		5,551,268
営業外収益		
受取利息及び配当金	197,976	
その他の	143,338	341,314
営業外費用		
支払利息	13,665	
支払手数料	16,680	
その他の	5,124	35,470
経常利益		5,857,113
特別損失		
固定資産除却損	32,330	32,330
税引前当期純利益		5,824,782
法人税、住民税及び事業税	1,646,000	
法人税等調整額	131,280	1,777,280
当期純利益		4,047,501

株主資本等変動計算書

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
平成28年4月1日残高	4,000,000	322,516	677,483	535,921	15,784,000	4,280,931
事業年度中の変動額						
別途積立金の積立					3,000,000	△3,000,000
固定資産圧縮積立金の取崩				△10,399		10,399
剰余金の配当						△518,857
当期純利益						4,047,501
自己株式の取得						-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△10,399	3,000,000	539,043
平成29年3月31日残高	4,000,000	322,516	677,483	525,521	18,784,000	4,819,975

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成28年4月1日残高	△26,582	25,574,270	2,999,972	28,574,243
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立		-		-
固定資産圧縮積立金の取崩		-		-
剰余金の配当		△518,857		△518,857
当期純利益		4,047,501		4,047,501
自己株式の取得	△52	△52		△52
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	384,898	384,898
事業年度中の変動額合計	△52	3,528,591	384,898	3,913,490
平成29年3月31日残高	△26,634	29,102,862	3,384,870	32,487,733

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

松井建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保 隆 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上林 礼子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、松井建設株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、松井建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

松井建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保 隆 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上林 礼子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、松井建設株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類・会計帳簿等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月18日

松井建設株式会社 監査役会

常勤監査役	大熊徹夫	㊟
社外監査役	田畑孝之	㊟
社外監査役	鈴木裕子	㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、今後の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。この基本方針と当期の業績を勘案し、次のとおり期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株当たり金17円

(うち、普通配当5円・特別配当12円)

総額518,857,476円

なお、中間配当金として5円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株当たり22円となります。

(3) 剰余金の配当の効力発生日

平成29年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 3,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役田畑孝之氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
たばた たかゆき 田畑孝之 (昭和26年7月30日生)	昭和49年4月 株式会社富士銀行入行 平成12年5月 同行 新宿西口支店長 平成14年4月 株式会社みずほ銀行亀戸支店長 平成20年2月 ピーアークホールディングス株式会社 社常務取締役 平成21年6月 みずほヒューマンサービス株式会社 常勤監査役 平成24年10月 株式会社山王社外監査役 平成25年6月 当社社外監査役 現在に至る	1,700株
社外監査役候補者とした理由 金融機関での長年の経歴と、企業の監査役を務めた経験を有しており、その豊富な実績で培われた幅広い見識に基づき、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査していただき、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 田畑孝之氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は田畑孝之氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

平成28年6月29日開催の第87期定時株主総会において補欠監査役に選任された石坂文人氏の選任の効力は本総会の開催の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

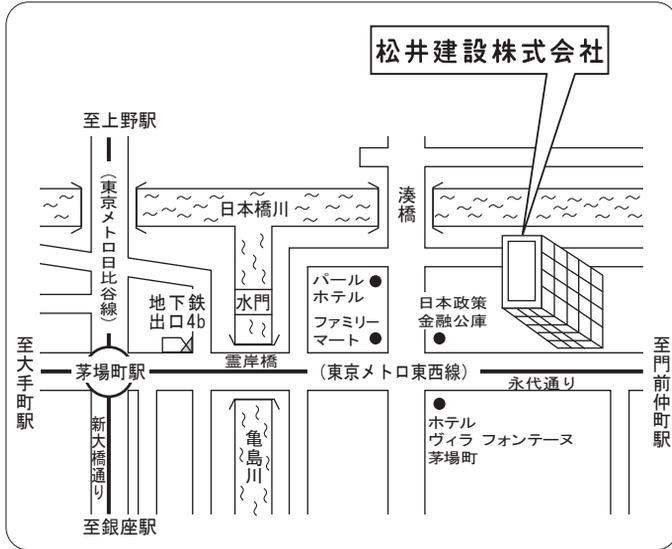
氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
いし ざか ふみ と 石 坂 文 人 (昭和22年1月1日生)	昭和45年4月 株式会社富士銀行入行 平成10年6月 同行取締役総合事務部長 平成12年4月 同行常務取締役 平成12年9月 株式会社みずほホールディングス 常務執行役員 平成14年4月 同社専務執行役員 平成22年6月 株式会社第一興商常勤監査役 平成26年6月 同社退任 現在に至る	0株
補欠の社外監査役候補者とした理由 長年にわたる金融機関での経験で培われた幅広い見識に基づく立場から、社外監査役としての役割を十分に果たし得る人材であると判断し、補欠監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 候補者は、補欠の社外監査役候補者です。
 3. 候補者が社外監査役に就任された場合、当社は候補者との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

【会場】 東京都中央区新川一丁目17番22号
当社本店 9階会議室



【最寄り駅】 東京メトロ日比谷線・東西線
茅場町駅出口4bより徒歩5分